



循環型社会の形成に向けて ～容器包装リサイクル法の施行状況について～

環境省

廃棄物・リサイクル対策部

リサイクル推進室長 庄子 真憲

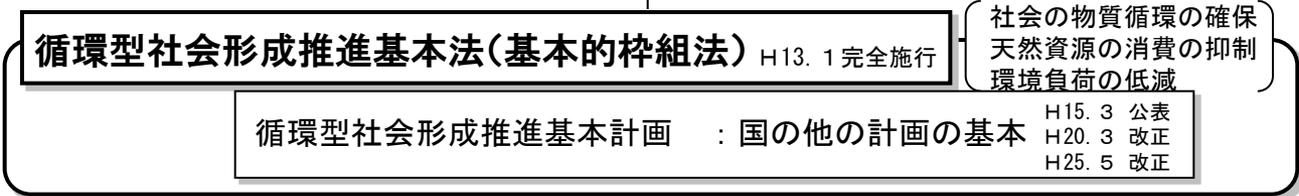
平成25年10月22日

全国牛乳パックの再利用を考える連絡会

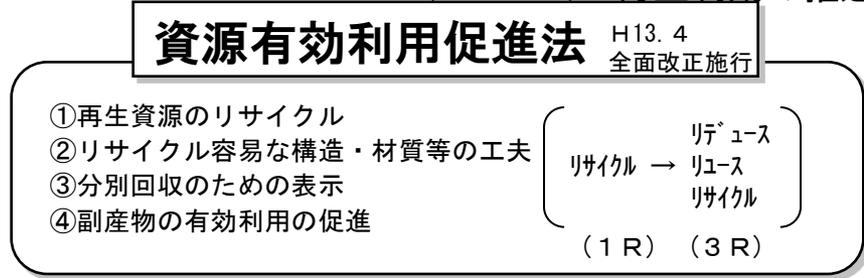
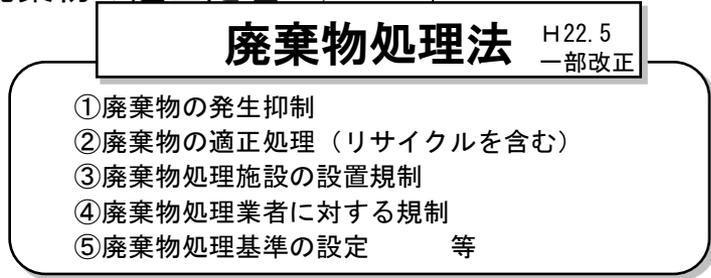
第7回環の縁結びフォーラムー全国パック連情報交流会ー 1

1. はじめに

循環型社会を形成するための法体系



< 廃棄物の適正処理 >
< 再生利用の推進 >



{ 個別物品の特性に応じた規制 }

容器包装
リサイクル法



H12.4 完全施行
H18.6 一部改正

びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等

家電
リサイクル法



H13.4 完全施行

エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機

食品
リサイクル法



H13.5 完全施行
H19.6 一部改正

{ 食品残さ }

建設
リサイクル法



H14.5 完全施行

{ 木材、コンクリート、アスファルト }

自動車
リサイクル法



H17.1 本格施行

{ 自動車 }

小型家電
リサイクル法



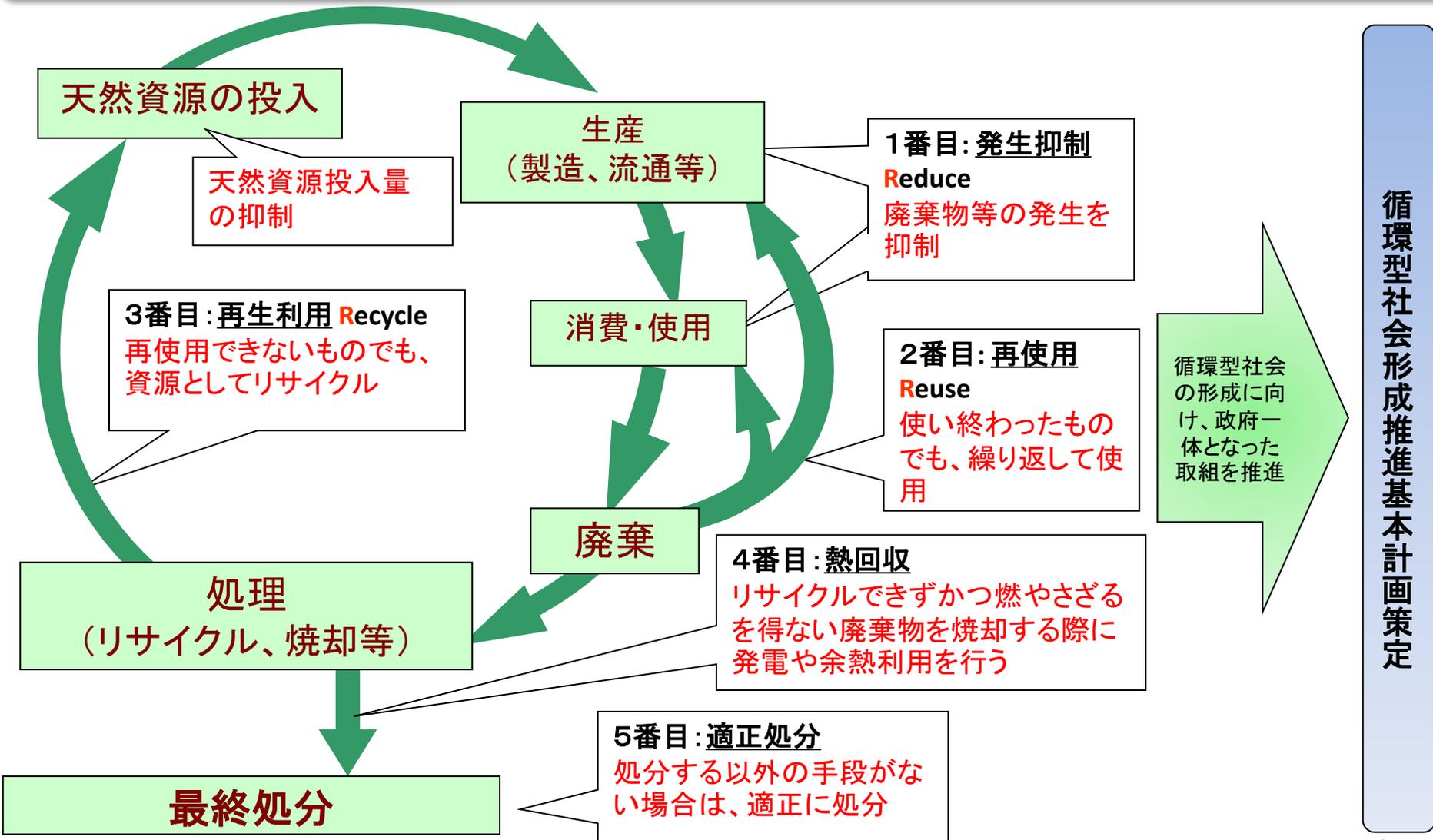
H25.4 施行

{ 小型電子機器等 }

グリーン購入法(国が率先して再生品などの調達を推進) H13.4 完全施行

循環型社会とは

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会 【循環型社会形成推進基本法（平成12年6月公布、13年1月完全施行）第二条】



第三次循環基本計画(平成25年5月31日閣議決定)のポイント

現状と課題

我が国における3Rの進展

- ・ 3Rの取組の進展、個別リサイクル法の整備等により**最終処分量の大幅削減が実現**するなど、**循環型社会形成に向けた取組は着実に進展**。

循環資源の高度利用・資源確保

- ・ 国際的な資源価格の高騰に見られるように、**世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分**。

安全・安心の確保

- ・ **東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり**。

世界規模での取組の必要性

- ・ 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、**世界で廃棄物発生量が増加**。そのうち約4割は**アジア地域**で発生。**2050年には、2010年の2倍以上となる見通し**。

新たな目標

- ・ より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す**資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上**

	H12年度	H22年度	H32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	46 (+85%)
循環利用率 (%)	10	15	17 (+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	17 (▲70%)

()内はH12年度比

第三次循環基本計画における基本的方向

質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組がより進む**社会経済システムの構築**
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など**使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進**
- ③ アスベスト、PCB等の**有害物質の適正な管理・処理**
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた**新たな震災廃棄物対策指針の策定**
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた**循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用**
- ⑥ **低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化**

国際的取組の推進

- ① **アジア3R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成**
- ② **有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化**



東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の**着実な処理と再生利用**
- ② 放射性物質によって汚染された**廃棄物の適正かつ安全な処理**

2Rの推進・循環資源の利用の高度化

○ リサイクルに比べて、これまで取組が遅れていた2R(リデュース・リユース)を推進するとともに、リサイクルについても水平リサイクルなどの高度化を進める。

- ☑ 国民・事業者が行うべき2R(リデュース・リユース)の取組を制度的に位置付けることを検討
- ☑ リユース事業者の法令遵守体制の徹底など消費者が安心してリユース品を利用できるような環境を整備
- ☑ リサイクルも含めて、事業者や消費者が実際に取り組むことができる3R行動とその効果をわかりやすく情報提供

3R行動の環境負荷削減効果の見える化

ノントレーなら 家族も笑顔。地球も笑顔。

保存もカンタン、かさばらない。

ノントレー商品は、お買い物後も持ち運びがラク! 家で、そのままスッキリ冷凍保存できる!



ゴミを減らして、CO2も減らせる。

ノントレー商品は、ゴミが減る! 手間が減る! CO2も減って地球にやさしい!



1家族あたりのトレー消費量を1枚/日とすると

廃棄物
1.35 kg
削減/年

ゴミ袋 (30ℓ)
10袋分
削減/年

トレー



ノントレー(ポリ袋)



- ☑ 平成25年度から新たに始まる小型家電リサイクル制度の参加・回収率の向上を目指し、①地方公共団体等の支援、②普及啓発、③各主体の連携促進を実施
- ☑ レアメタル等の回収量の確保やリサイクルの効率性の向上に向けた取組を進める



- ☑ リサイクルをしやすいように、原材料の表示、部品のユニット化等の製品設計段階の取組を促進
- ☑ 使用済製品については、より広域でのリサイクルを念頭に製品の製造業者等が回収する廃棄物処理法の広域認定制度等を適切に活用
- ☑ 使用済製品を原料として同一の種類 of 製品を製造する高度で高付加価値な水平リサイクルなどの普及に向けた技術開発

一般的なリサイクル



水平リサイクル



安全・安心の取組強化

- 大規模災害時においても円滑に廃棄物の処理を実施できる体制の整備を構築する。
- 有害物質をしっかりと処理した上での循環資源の利用、有害物質情報に関する情報共有・意思疎通など、安全・安心の取組を強化する。

震災・原発事故の与えた影響

- ・ 東日本大震災は、大量の災害廃棄物の処理を課題として突きつけるなど、豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となって立ちはだかるものであることを改めて示した。
- ・ 福島第一原子力発電所の事故より、放射性物質によって汚染された廃棄物が原子力発電所の敷地外で発生するという、これまで予想していなかった事態が生じ、国民の安全、安心に関する意識に大きな高まり。



有害物質をめぐる情勢

- ・ 長期保管されているPCB廃棄物について、一刻も早い処理完了に向け、体制充実を図る必要。
- ・ 国際化学物質管理会議(ICCM)で採択された国際的な化学物質管理のための戦略アプローチ(SAICM)において、電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質の管理が新たな課題とされた。



災害時の災害廃棄物処理システムの強化

- ☑ 東日本大震災における対応について、反省点を含め、しっかり分析するとともに、災害の被害規模の段階や状況に応じた対策をとれるよう、現行の震災廃棄物対策指針を全面的に見直し、新たな指針を策定する。
- ☑ 大規模災害時に、災害廃棄物を円滑に処理することができるよう、広域的な協力を含め、①地方公共団体間の連携の促進、②民間事業者等との連携、③仮置場の確保を促す。
- ☑ 大規模災害が発生した際には、地方公共団体等の各主体と十分な連携を図りつつ、各主体への支援を適切かつ迅速に実施する。



有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築

- ☑ アスベスト、PCB等の有害物資を含むものについて、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る。
- ☑ 水銀条約の制定に向けた国際条約の進展を踏まえ、水銀廃棄物の環境上適正な管理・処分等のあり方について検討を進める。
- ☑ 有害物質情報について、国際的動向を含めて情報交換を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスク・コミュニケーションを的確に実施する。



低炭素社会・自然共生社会づくりとの統合的取組

○ 循環型社会づくり、低炭素社会づくり、自然共生社会づくりを統合的に進める中で、各主体の連携により地域循環圏の形成・高度化を目指す。

循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用

エネルギー・環境問題に対応をすべく、分散型電源であり、かつ、安定供給が見込める循環資源・バイオマス資源の熱回収がエネルギー供給源として果たす役割が増大。

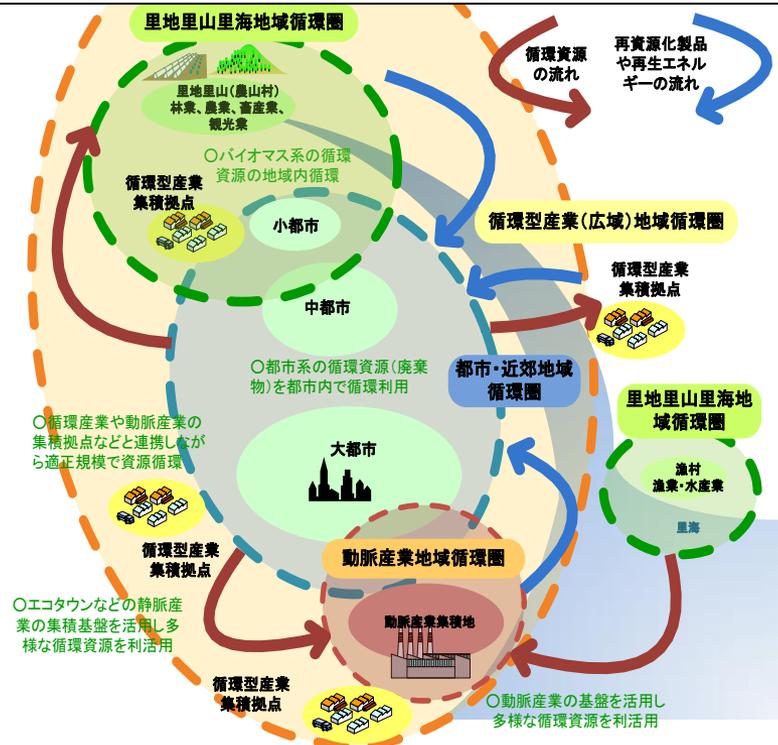
- ☑ 高効率廃棄物発電施設の早期整備、廃棄物発電における固定価格買取制度(FIT)の活用可能性を高めるための環境整備を実施。
- ☑ 焼却施設や産業工程から発生する中低温熱について、地域冷暖房に活用するなど有効利用を進める。
- ☑ バイオ燃料の生産拡大、生ごみ等のメタンガス化、間伐材等の木質ペレット化等を進める。
- ☑ 資源採取時の生物多様性や自然環境への影響を削減する観点からも、資源の有効的利用や長期的利用を進め、新たな天然資源の消費の抑制を図る。
- ☑ 自然界での再生可能な資源の持続可能な利用を推進するため、バイオマス資源の利活用を推進する。



地域循環圏の高度化

地域循環圏とは

- ・ 地域や循環資源の特性に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要。
- ・ 地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては循環の環を広域化させ、重層的な地域循環を構築していくという考え方。



3R国際協力の推進と循環資源の輸出入に係る対応

○ アジアにおける循環型社会構築に向けて3R国際協力と我が国循環産業の海外展開を一体的に推進するとともに、環境負荷低減や資源の有効利用に資する場合には、循環資源の国際移動手続の円滑化等を実施。

3R国際協力と循環産業の海外展開支援の推進

- ☑ 我が国とつながりの深いアジア各国において循環型社会が形成されるよう、アジア3R推進フォーラムなどを通じて、情報共有や合意形成を推進する。
- ☑ アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度が定着するよう、3R国家戦略等策定支援、法制度整備、専門家の派遣、研修生の受入拡大を図る。
- ☑ アジア各国における廃棄物・リサイクル技術向上と我が国経済の発展に資するため、我が国循環産業(廃棄物・リサイクル産業)の海外展開を支援する。
- ☑ UNEP等の国際機関の活動に積極的に参画し、3R・廃棄物処理に関する我が国の最新の知見の取組を反映させる。



アジア3R推進フォーラム

循環資源の輸出入に係る対応

- ☑ 有害廃棄物等の国際移動による環境汚染を防止するため、関係国・関係機関との連携強化等により、水際対策を強化する。
- ☑ 途上国では適正な処理が困難なものの我が国では処理可能な国が廃棄物等を受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効利用を図る。
- ☑ 国内での利用に限度があり、環境汚染が生じないこと等の要件を満たす循環資源の輸出の円滑化を図る。



各個別法の対応

(3) 容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

…平成25年4月には改正容器包装リサイクル法の完全施行から5年が経過し、同法の附則に基づき法に検討を加えるべき時期が到来したことから、施行状況の点検作業を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(4) 家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

…平成18年から、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合において、施行状況の評価・検討が行われ、平成20年2月にその結果が取りまとめられた。…当該結果においては、5年後を目処に制度検討を再度行うことが適当としているため、制度の施行状況の点検作業を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

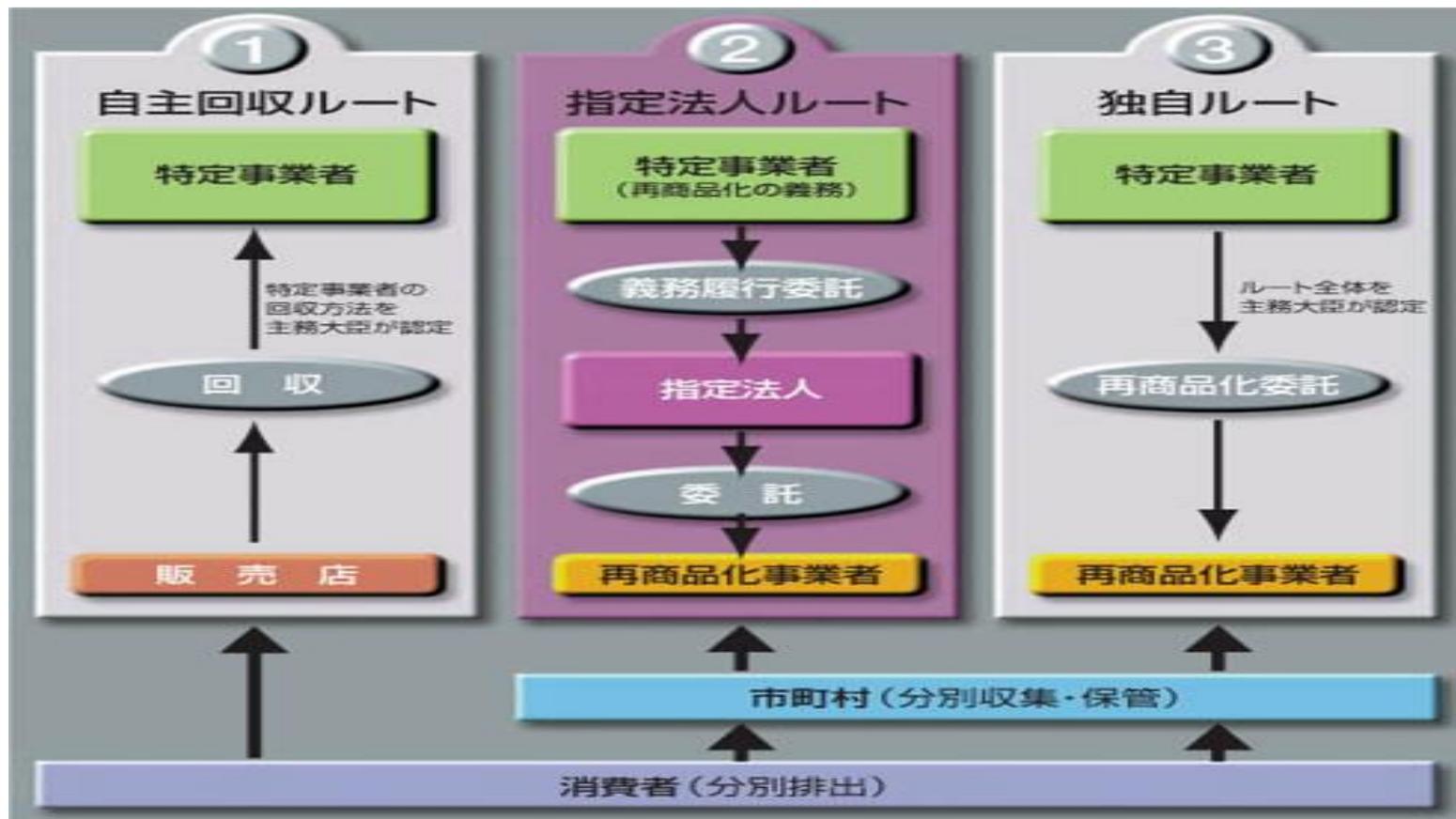
(6) 食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

…平成24年12月に改正食品リサイクル法が施行されてから5年が経過し、同法の附則に基づき法に検討を加えるべき時期が到来したことから、上記の観点も含め施行状況の点検作業を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

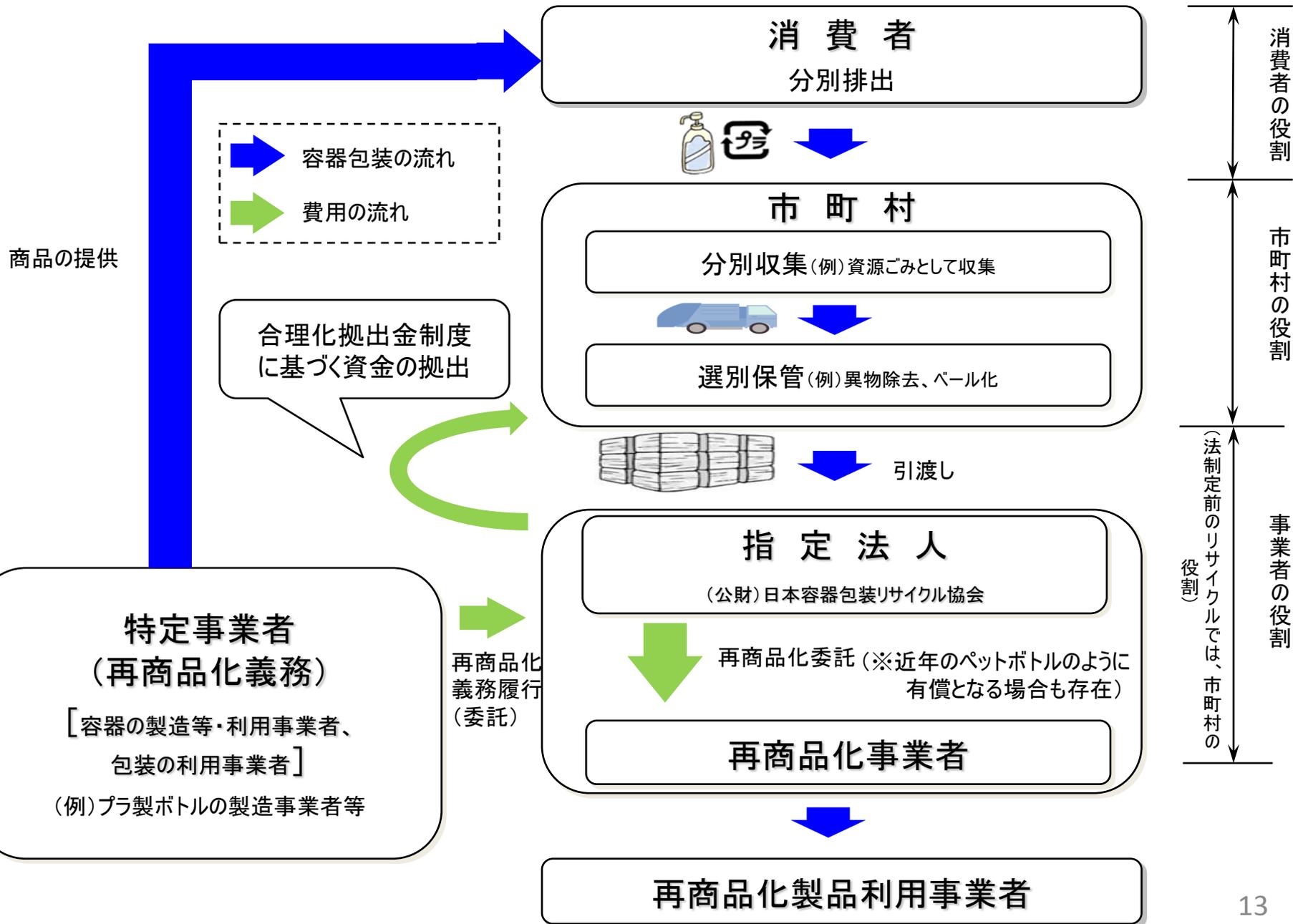
2. 容器包装リサイクル制度の概要

容器包装リサイクル制度の概要

- 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により廃棄物の減量化を図るとともに資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から本格施行（再商品化事業開始）、平成12年4月から完全施行されている。（平成18年6月に一部改正、改正法は平成20年4月から完全施行）
- 家庭から排出される容器包装廃棄物について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等が一定の役割を担うこととしている。



指定法人ルート概要



再商品化義務の対象品目

- 「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう（容器包装リサイクル法第2条第1項）
- 市町村は容器包装区分ごとに分別収集を実施。
- 下記10品目のうち、独自のリサイクルシステムが存在し、市町村から有償又は無償で引き取られている4品目（スチール製容器、アルミ製容器、段ボール製容器、飲料用紙製容器）については、再商品化義務の対象外としている。

ガラス製容器	(無色)
	(茶色)
	(その他の色)
紙製容器包装	
ペットボトル	
プラスチック製容器包装	
スチール製容器	
アルミ製容器	
段ボール製容器	
飲料用紙製容器	

再商品化義務の対象6品目



容器包装リサイクル法改正(平成18年)の概要

◆改正の趣旨

(1) 循環基本法における3R推進の基本原則に則った循環型社会構築の推進

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、排出抑制、再使用を更に推進する。また、リサイクルについては、効率的・効果的な推進、質的な向上を図る。

(2) 社会全体のコストの効率化

循環型社会の構築等に係る効果とのバランスを常に考慮しつつ、容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストを可能な限り効率化させる。

(3) 国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

各主体が自ら率先してできる限りの取組を推進すると同時に、相互連携による積極的な対応を目指す。

◆改正の主な概要

- ・基本方針に「容器包装廃棄物の排出の抑制の促進」「容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡し」に関する事項を追加【第2条】
- ・容器包装廃棄物排出抑制推進員制度の創設【第7条の2】
- ・小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置の創設【第7条の4】
- ・リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度の創設【第10条の2】
- ・事業者間の公平性の確保(再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化(罰金50万円以下⇒100万円以下))【第46条】

容器包装廃棄物排出抑制推進員(3R推進マイスター)制度

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出抑制に関する消費者に対する指導・助言、事業者と消費者との連携に関する取組の普及啓発等を行う。(平成19年4月施行)

◎環境負荷の少ないライフスタイルを提案し、その実践を促す活動を行っているオピニオンリーダー

- ・第1期 全国で活躍している著名人等 12名
- ・第2～6期 地域で活動 90名 計102名

◎容器包装廃棄物の削減に関する講演会、シンポジウム、環境学習講座など、全国各地で普及啓発活動を実施

◎普及啓発用小冊子「まなびあいブック」の活用



小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置

○小売業事業者(指定容器包装利用事業者:各種商品小売業、飲食料品小売業等)

判断基準 (ガイドライン)

主務大臣が、容器包装の使用合理化に係る判断基準※を策定。
(※容器包装の使用原単位の低減目標の設定、目標を達成するための取組を計画的に行うこと、容器包装の使用合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進すること、消費者への情報提供、関係者との連携等)

○年間50トン以上の容器包装を使用する事業者(容器包装多量利用事業者)

定期報告

毎年度、容器包装の使用量、使用合理化のために実施した取組(レジ袋有料化、声かけの実施等)及びその効果、容器包装の使用原単位等に関する報告を義務付け

(取組が著しく不十分な場合、主務大臣は勧告・公表・命令を行う)

勧告

判断基準に照らし取組が著しく不十分な場合、勧告

公表

勧告に従わない場合、公表

命令

公表後も勧告に従わない場合、命令

罰則

命令に従わない場合、50万円以下の罰金

※使用原単位… $\frac{\text{容器包装利用量}}{\text{売上高等の容器包装の利用と密接な関係を持つ値(売上高、客数等)}}$

容器包装の使用合理化のための取組の例

容器包装の使用の合理化の例



マイバッグ等の 利用の促進

マイバッグやマイバスケットの持参を促進するため、マイバッグの販売やマイバスケットのレンタルなどを行う。



適切なサイズ の容器包装の使用

大きめのサイズの容器包装の使用を控えて、商品の大きさや数量に見合うサイズの容器包装を使用。

声かけ

販売員から消費者に対して、容器包装を使用するかどうか、声かけの励行。



ポイント 制等の実施

マイバッグを持参する消費者や、容器包装の使用を辞退する消費者に、買い物券や景品等の特典を提供、またはポイント制の実施等。



商品の量り売り

生鮮食料品等の販売で、量り売りを行い、あらかじめ袋詰めすることを控えること等。



薄肉化・軽量化 された容器包装の 使用

販売時に付す容器包装について、従来より薄くて軽いものを採用・調達。



簡易包装化 の推進

二重包装を控える、商品を部分的に包装する等。



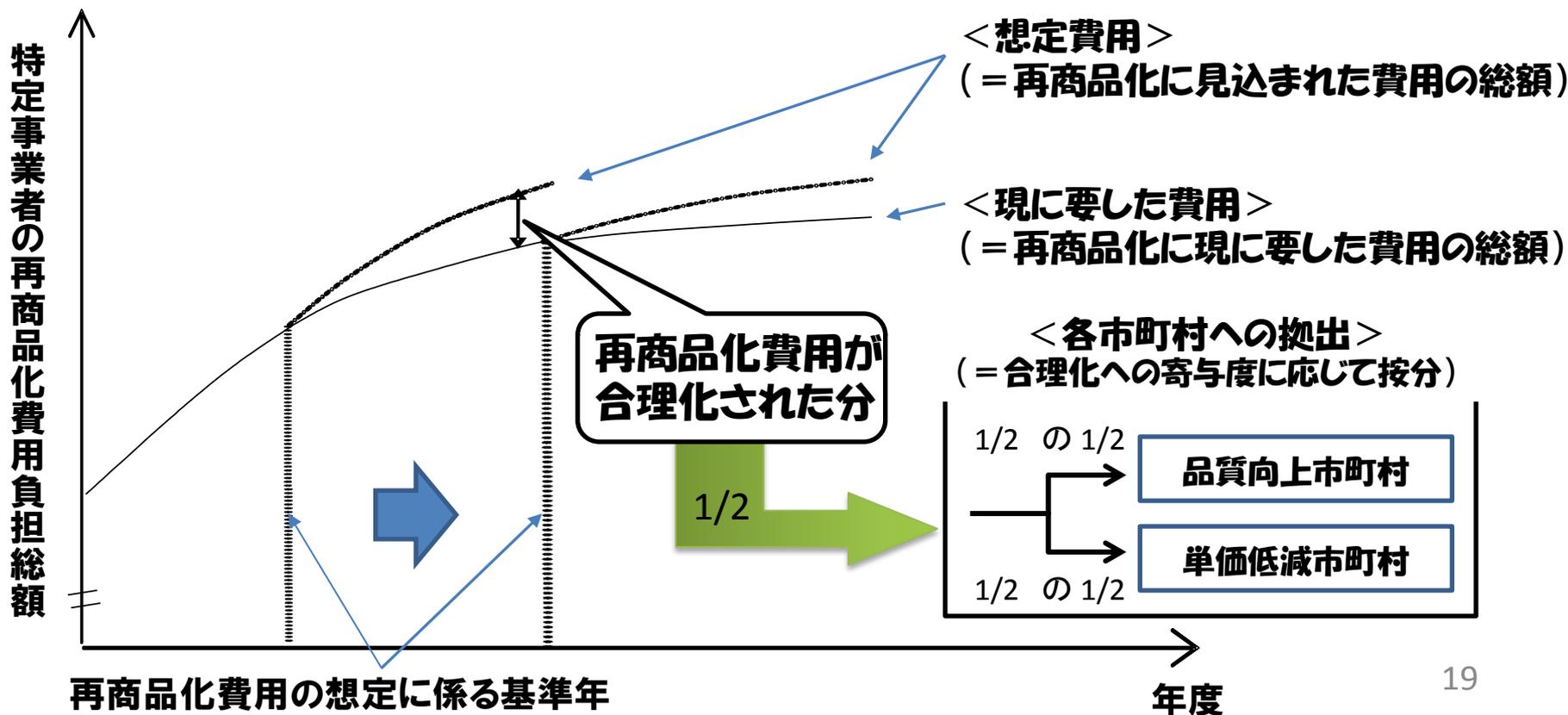
容器包装の 有料化

レジ袋を始めとして、消費者に提供される容器包装の有料化を実施。



リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度

- 市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るため、実際に要した再商品化費用が想定額を下回った部分のうち、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する。
- 事業者から市町村へ拠出される額については、再商品化費用の効率化に寄与する要因には、市町村の取組(分別基準適合物の質的向上等)によるものと事業者の取組(再商品化の高度化等)によるものがあるため、効率化分の2分の1とされている。



3. 容器包装リサイクル制度を取り巻く現状

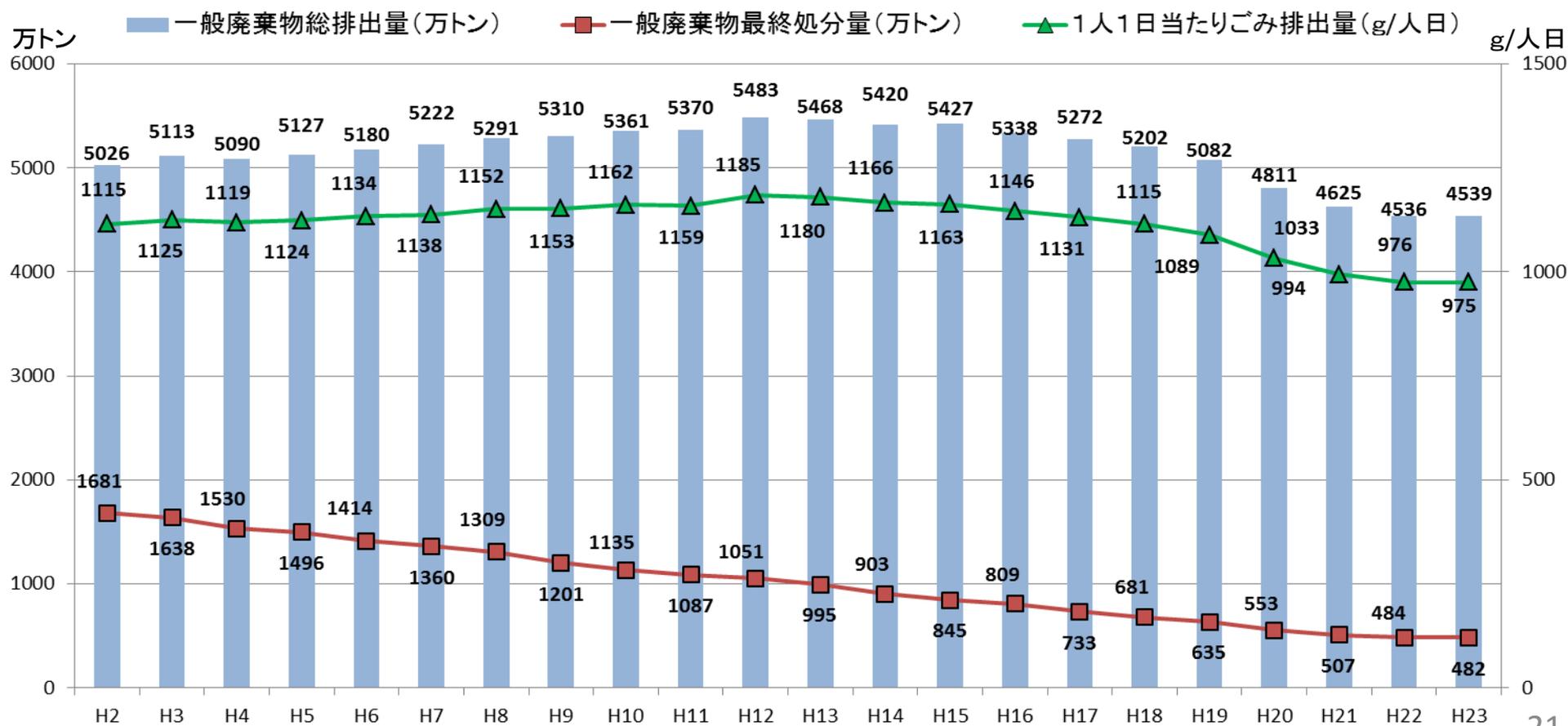
1 ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況

我が国のごみの排出量は、平成12年度をピークに減少しており、平成23年度においては、4,539万トンとなっている。

このうち、容器包装廃棄物が占める割合は容積比で約54%、湿重量比で約24%となっており、約60%を占めると言われていた容積比は減少している。

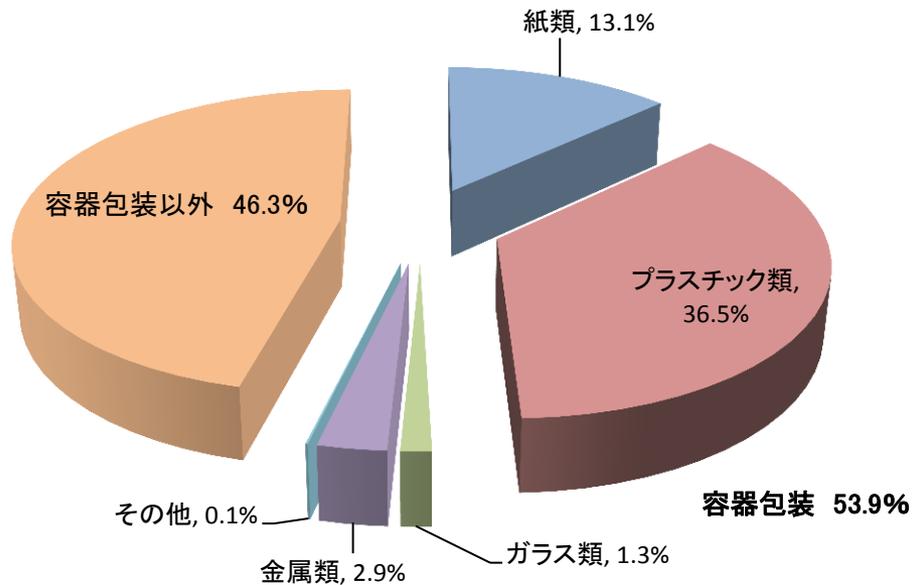
1人1日当たりごみ排出量は、直近は975gと、法制定時（平成7年。1138g）から14%、ピーク時（平成12年。1,185g）から約18%、減少している。

1-1 一般廃棄物総排出量・一般廃棄物最終処分量・1人1日当たりごみ排出量



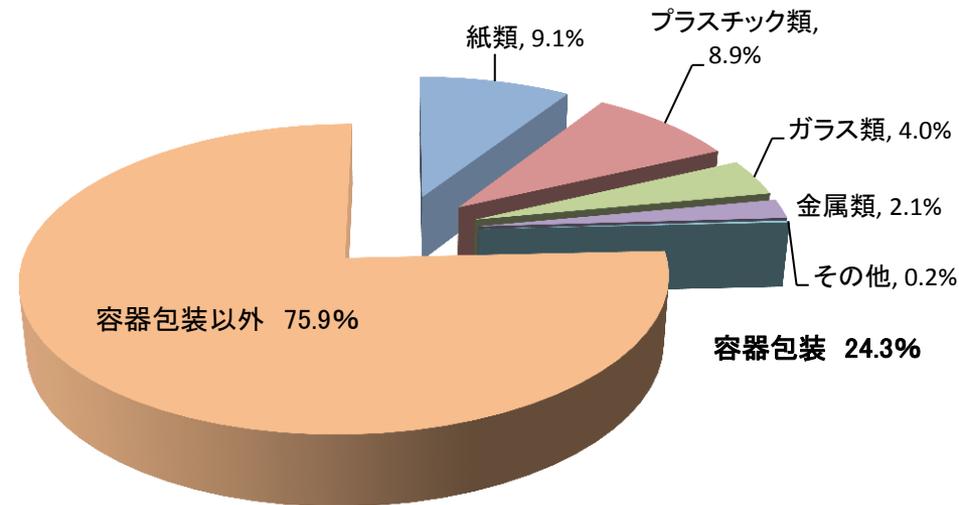
1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(平成24年度)

(1)容積比



※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

(2)湿重量比

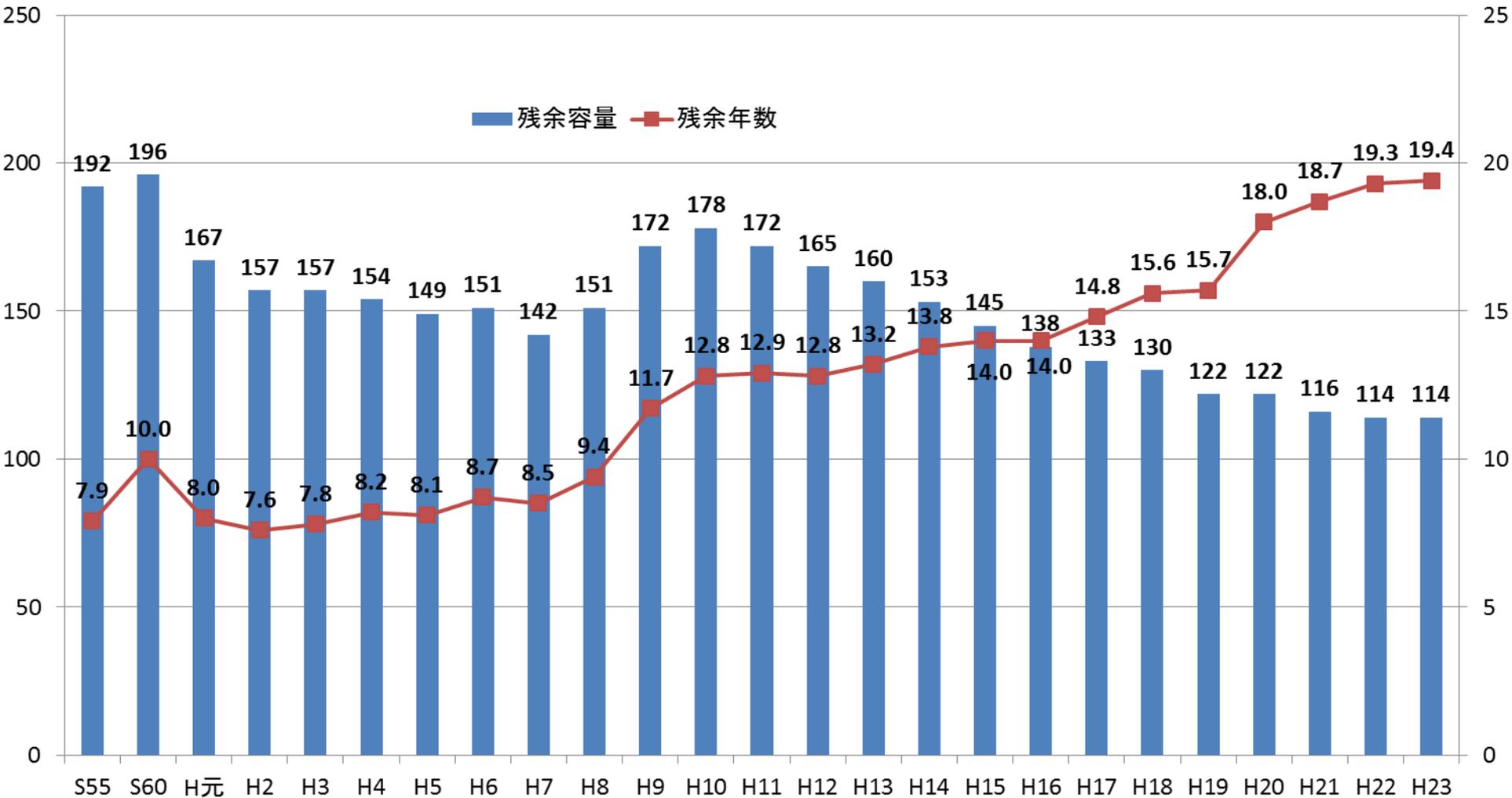


出典:環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

1-3 一般廃棄物最終処分場の状況

残余容量(百万m³)

残余年数(年)

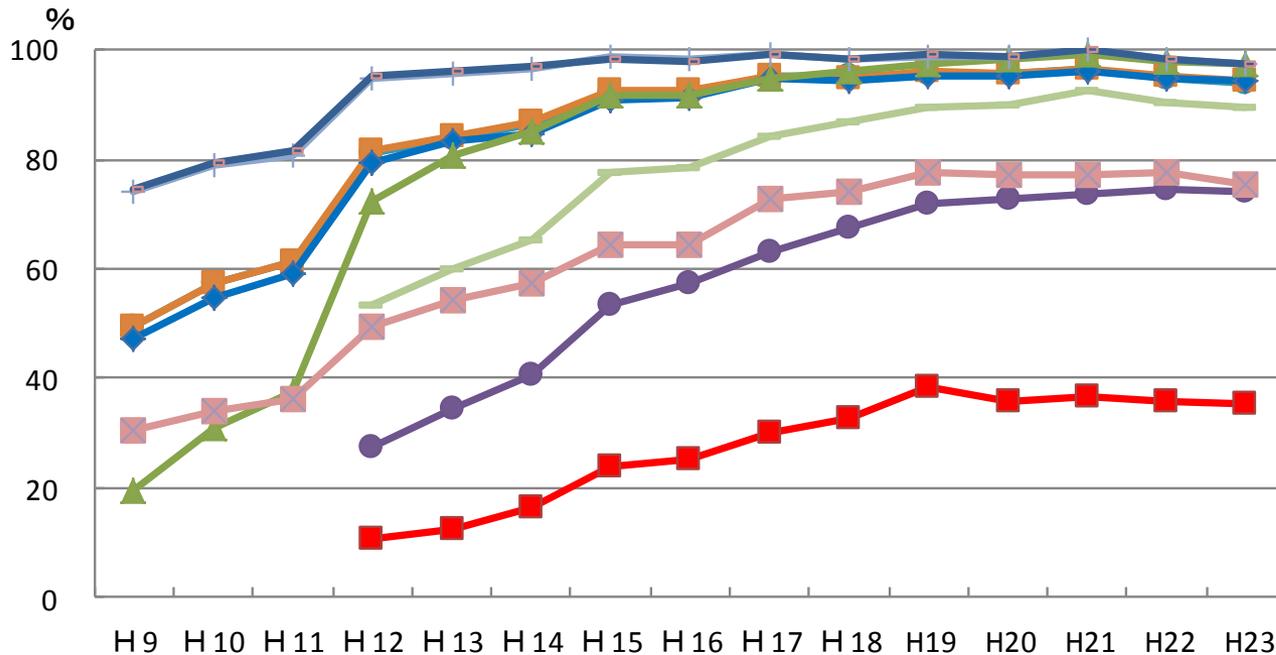


出典：環境省「日本の廃棄物処理」

2 分別収集の実績

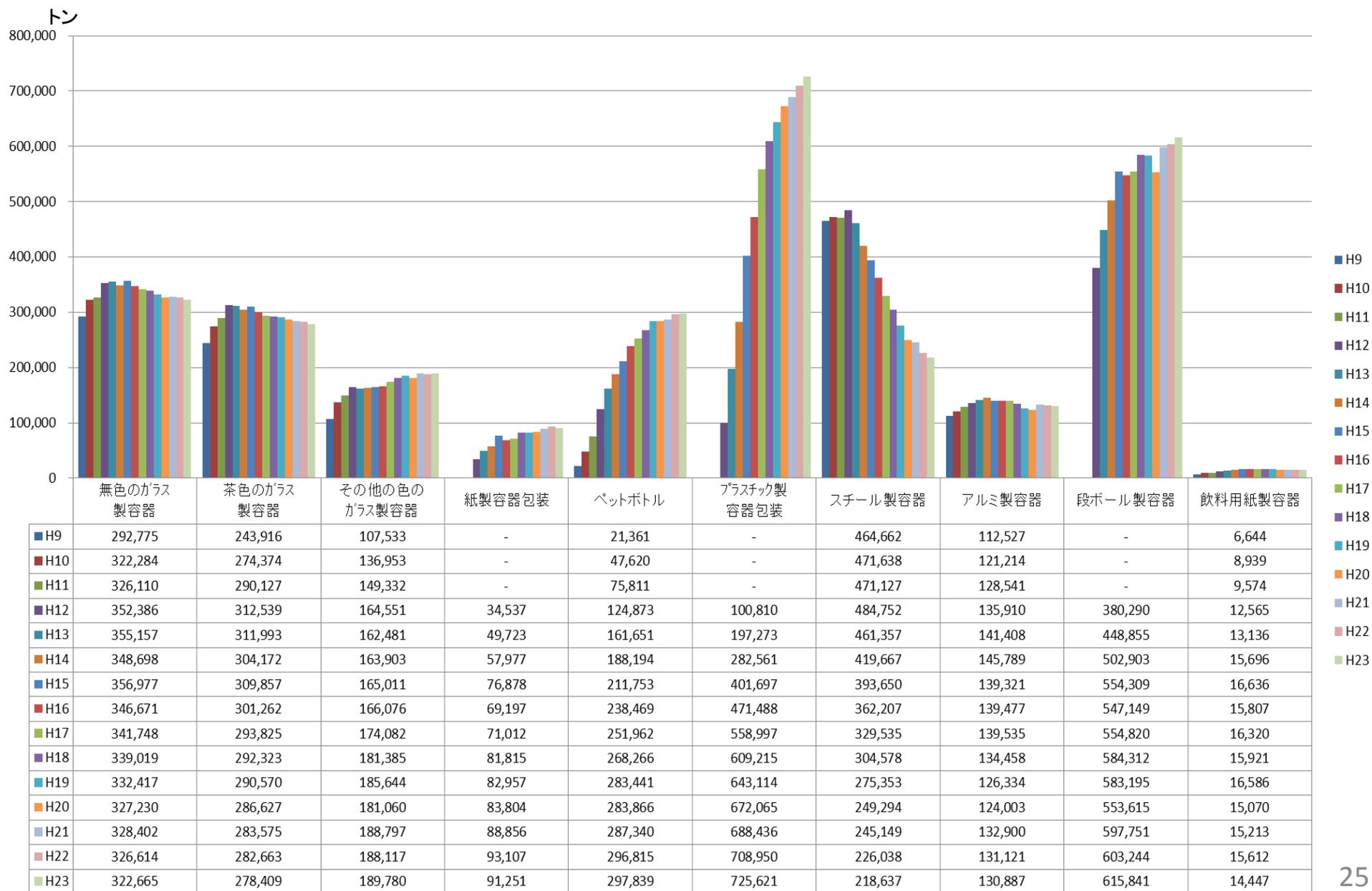
分別収集実施市町村の割合はガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶については9割を超えているが、紙製容器包装は低い割合であり、プラスチック製容器包装は近年横ばいである。分別収集量は全体量は増加しており、特に、ペットボトルの分別収集量が増加している。

2-1 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移



品目	H23年度 実施割合 (%)
無色のガラス製容器	94.1
茶色のガラス製容器	94.3
その他のガラス製容器	94.5
紙製容器包装	35.2
ペットボトル	97.2
プラスチック製容器包装 (うち白色トレイ)	74.2
スチール製容器	97.5
アルミ製容器	97.5
段ボール製容器	89.6
飲料用紙製容器	75.4

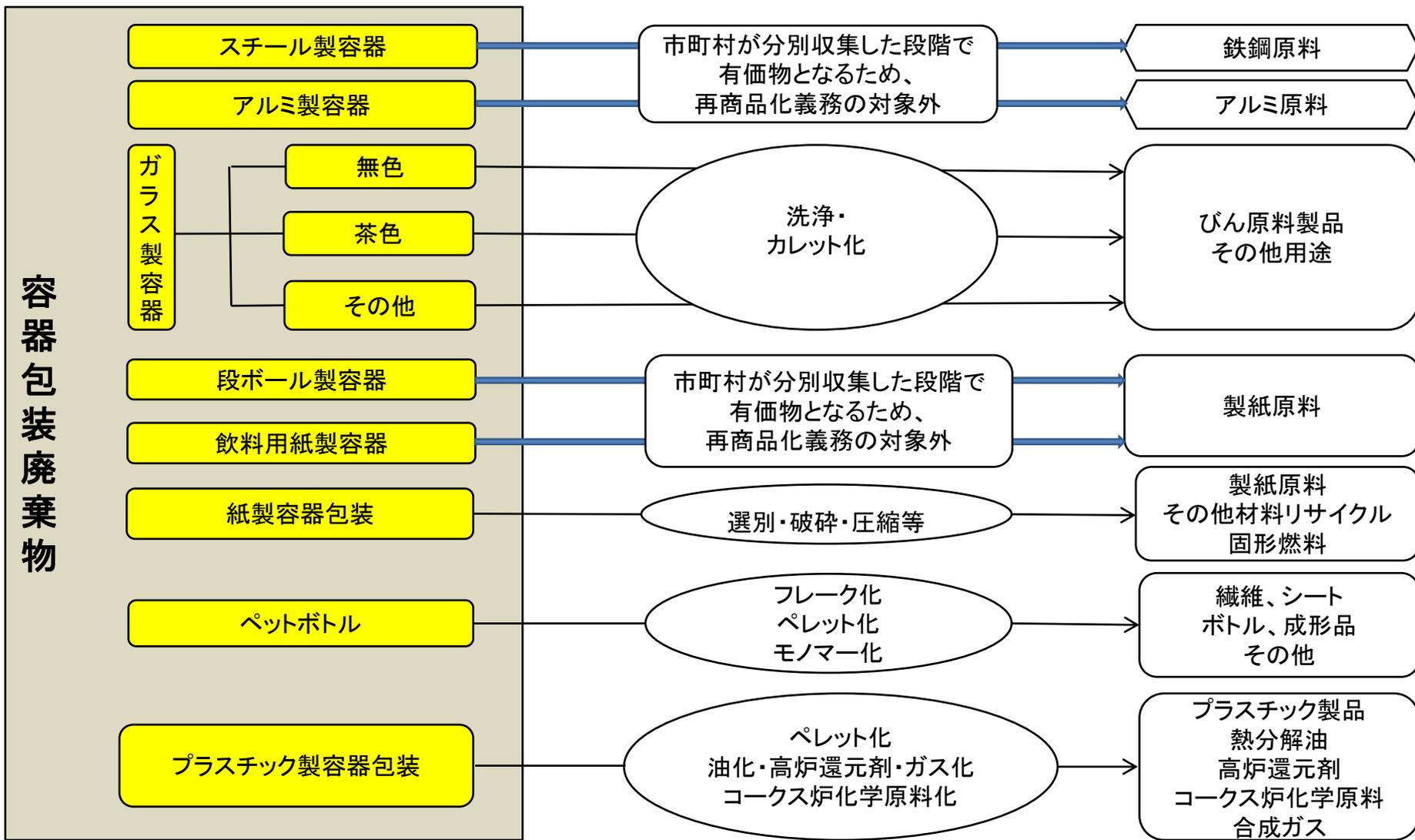
2-2 年度別分別収集実績量



3 容器包装廃棄物の再商品化

容器包装廃棄物の再商品化については、以下のとおり素材の特性に応じたリサイクルを行っている。

3-1 容器包装廃棄物の再商品化の方法



3-2 再商品化製品販売量

		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
		再商品化製品販売量 (トン)	構成比								
ガラス製容器	びん原料	221,038	71.6%	232,038	73.2%	239,027	74.2%	244,208	74.7%	241,619	73.0%
	その他	87,814	28.4%	85,127	26.8%	83,063	25.8%	82,590	25.3%	89,397	27.0%
紙製容器包装	製紙原料	25,125	94.2%	22,564	91.4%	25,318	92.8%	24,437	94.3%	22,966	94.1%
	製紙原料以外の 材料リサイクル	262	1.0%	250	1.0%	253	0.9%	247	1.0%	14	0.1%
	固形燃料	1,274	4.8%	1,888	7.6%	1,726	6.3%	1,241	4.8%	1,422	5.8%
ペットボトル	繊維	67,685	55.7%	83,374	52.7%	79,824	52.1%	79,074	51.2%	74,605	48.1%
	シート	46,810	38.5%	61,441	38.8%	57,646	37.6%	59,563	38.6%	61,684	39.8%
	ボトル	3,278	2.7%	3,968	2.5%	8,940	5.8%	7,534	4.9%	12,343	8.0%
	成形品	2,965	2.4%	8,326	5.3%	6,443	4.2%	7,815	5.1%	6,027	3.9%
	その他	761	0.6%	1,187	0.7%	339	0.2%	370	0.2%	357	0.2%
プラスチック製容器包装 (白色トレイ除く)	プラスチック製品 (擬木、パレット等)	171,586	45.9%	170,899	43.4%	163,515	39.1%	170,183	39.9%	166,957	38.5%
	熱分解油(燃料油等)	2,730	0.7%	6,729	1.7%	1,057	0.3%	0	0.0%	0	0.0%
	高炉還元剤	15,605	4.2%	25,751	6.5%	24,851	5.9%	24,131	5.7%	24,380	5.6%
	コークス炉化学原料	137,209	36.7%	145,035	36.8%	175,579	41.9%	179,759	42.2%	180,778	41.7%
	合成ガス (石油化学原料、燃料)	46,682	12.5%	44,583	11.3%	52,988	12.7%	51,364	12.1%	61,579	14.2%

ガラス製容器 再商品化製品

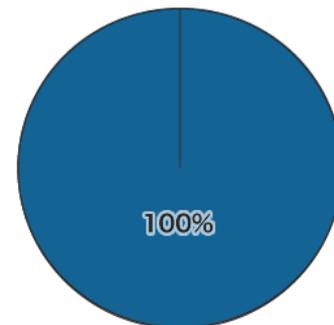
再商品化製品

「カレット」は、ガラスびんを原料用に細かく砕いたもので、リサイクル製品の原材料等(再商品化製品)の100%を占める。
 「カレット化」はラベルや異物を取り除いて色分別したカレットの状態にするガラスびんのリサイクル手法。

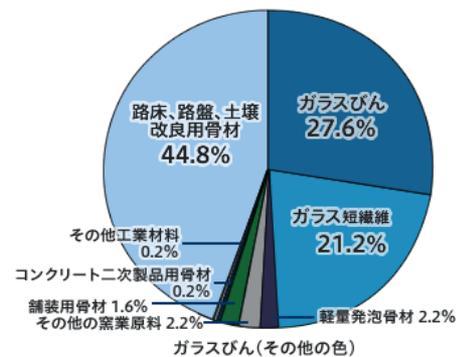
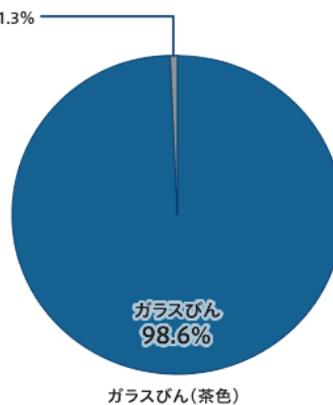
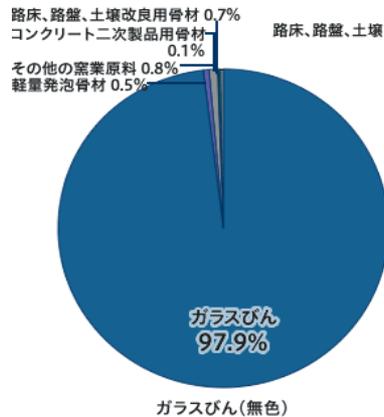
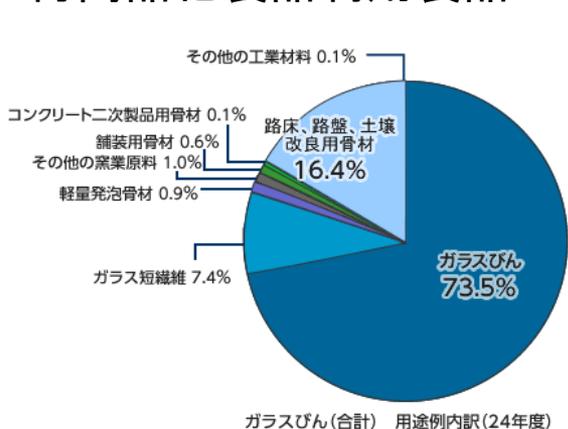
カレット



平成24年度 カレット(合計)



再商品化製品利用製品



ガラスびん



ガラス短繊維(断熱材等)



路床、路盤、土壌改良用骨材(住宅の基礎等)



紙製容器包装 再商品化製品

製紙原料

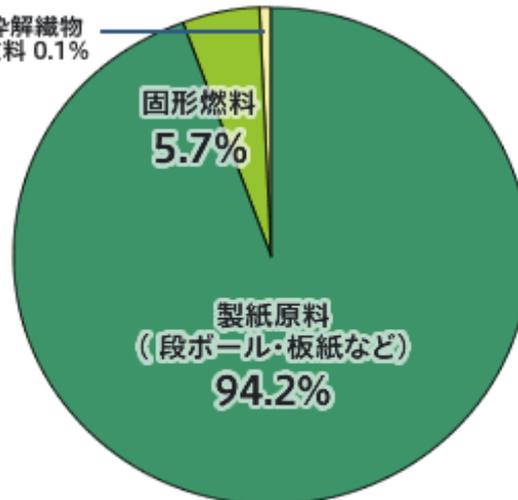
異物を取り除いたりする工程(選別)を経て、製紙原料に適すると判断されるもの。



板紙、段ボールの中芯などとして、製紙メーカーの板紙工場等で使用



古紙破碎解織物
家畜用敷料 0.1%



平成24年度

固形燃料

選別を経て、製紙原料に適さないと判断されたもの。製紙原料などの材料リサイクルと組み合わせる場合にのみ、紙と廃プラスチックを原料とした固形燃料へ再生することが認められている。



石炭の代替材料として製紙メーカー、セメント会社等で利用

古紙破碎解織物

異物を取り除いたりする工程(選別)を経て、古紙を細かく裁断した後、繊維をほぐしたものの。吸水性や通気性にすぐれていることから、家畜用敷料等として利用される。

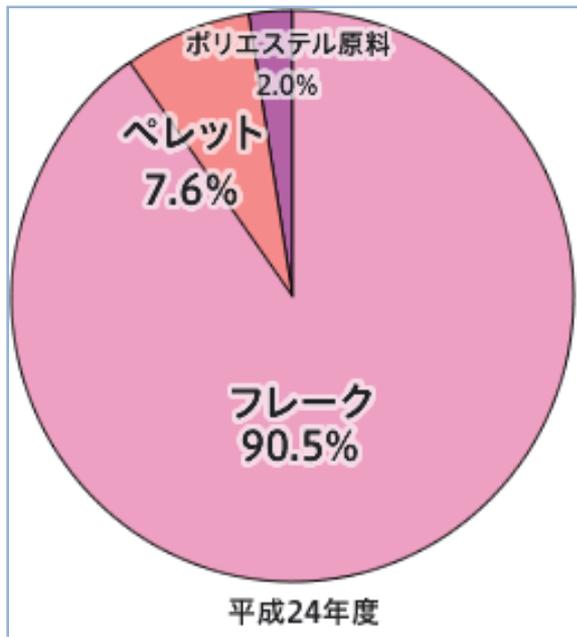


吸水性や通気性に優れていることから、家畜用敷料(敷きわら)として利用

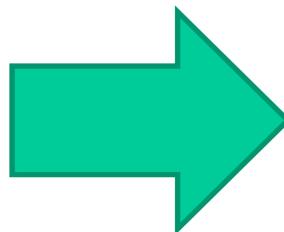
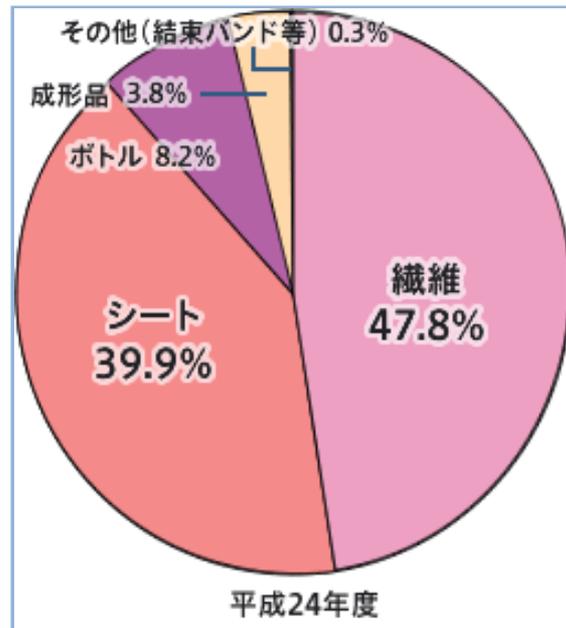


ペットボトル 再商品化製品

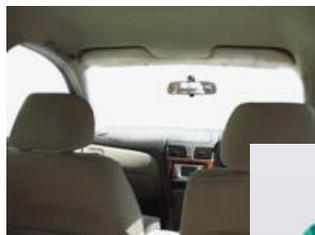
再商品化製品



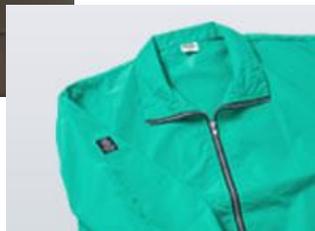
再商品化製品利用製品



繊維



←自動車の天井・床等の内装材や、吸音材



ユニフォーム→

シート

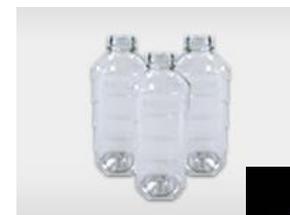


←卵パック



ブリスターパック→

ボトル



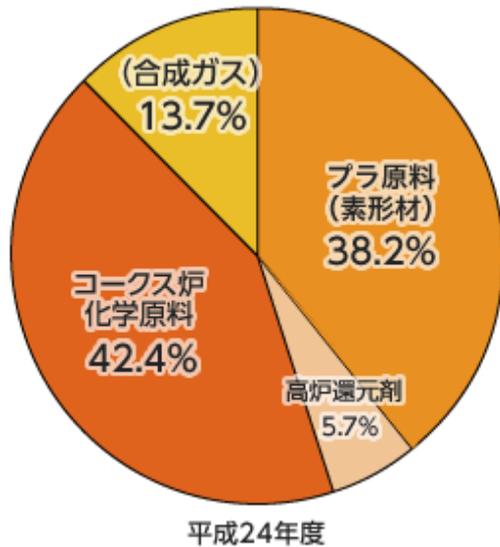
←洗剤用ボトル



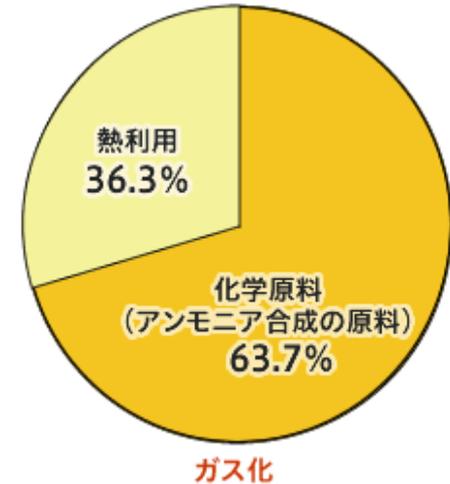
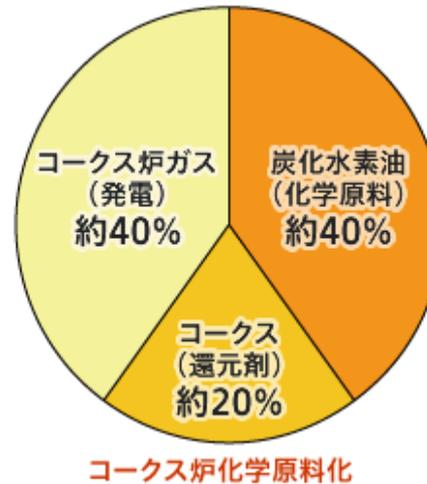
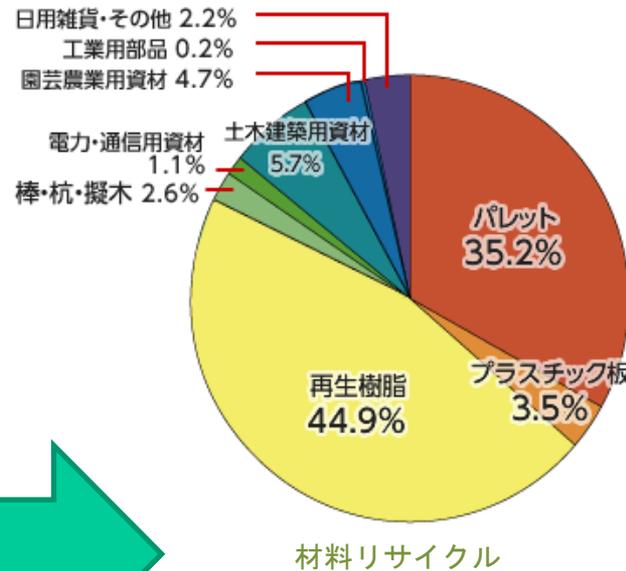
飲料用ボトル←

プラスチック製容器包装 再商品化製品

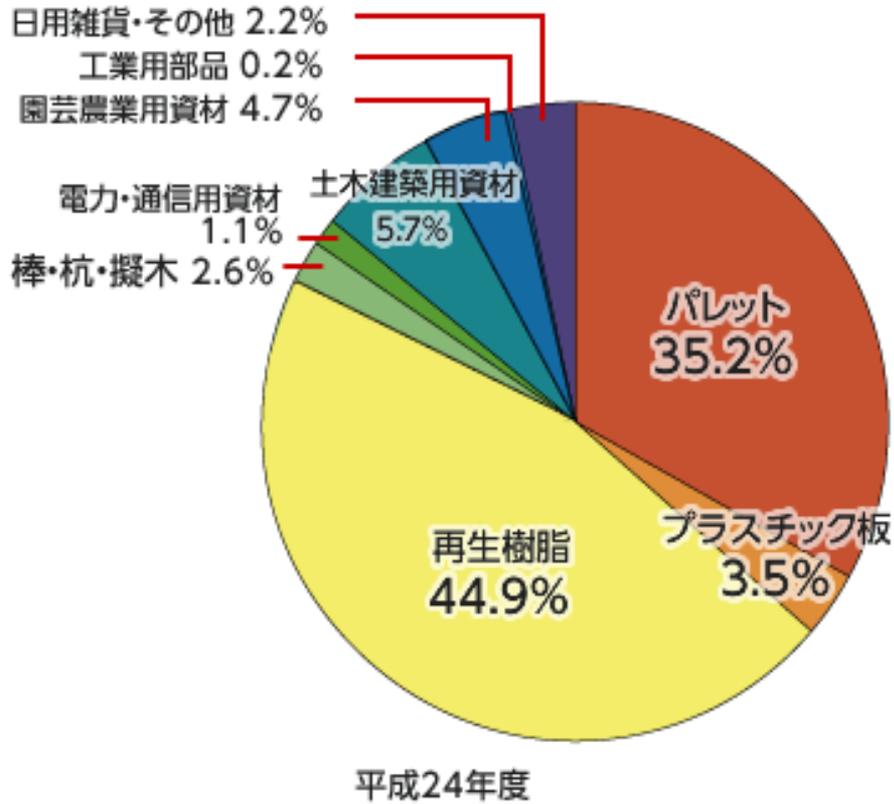
再商品化製品



再商品化製品利用製品



材料リサイクルにおける再商品化製品の利用用途



ハンガー



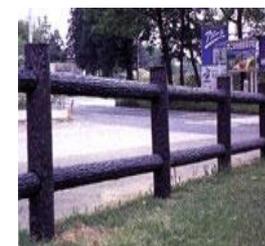
パレット



再生樹脂



ペール



擬木



土木建築用資材
(例. 車止め)



ケーブルトラフ

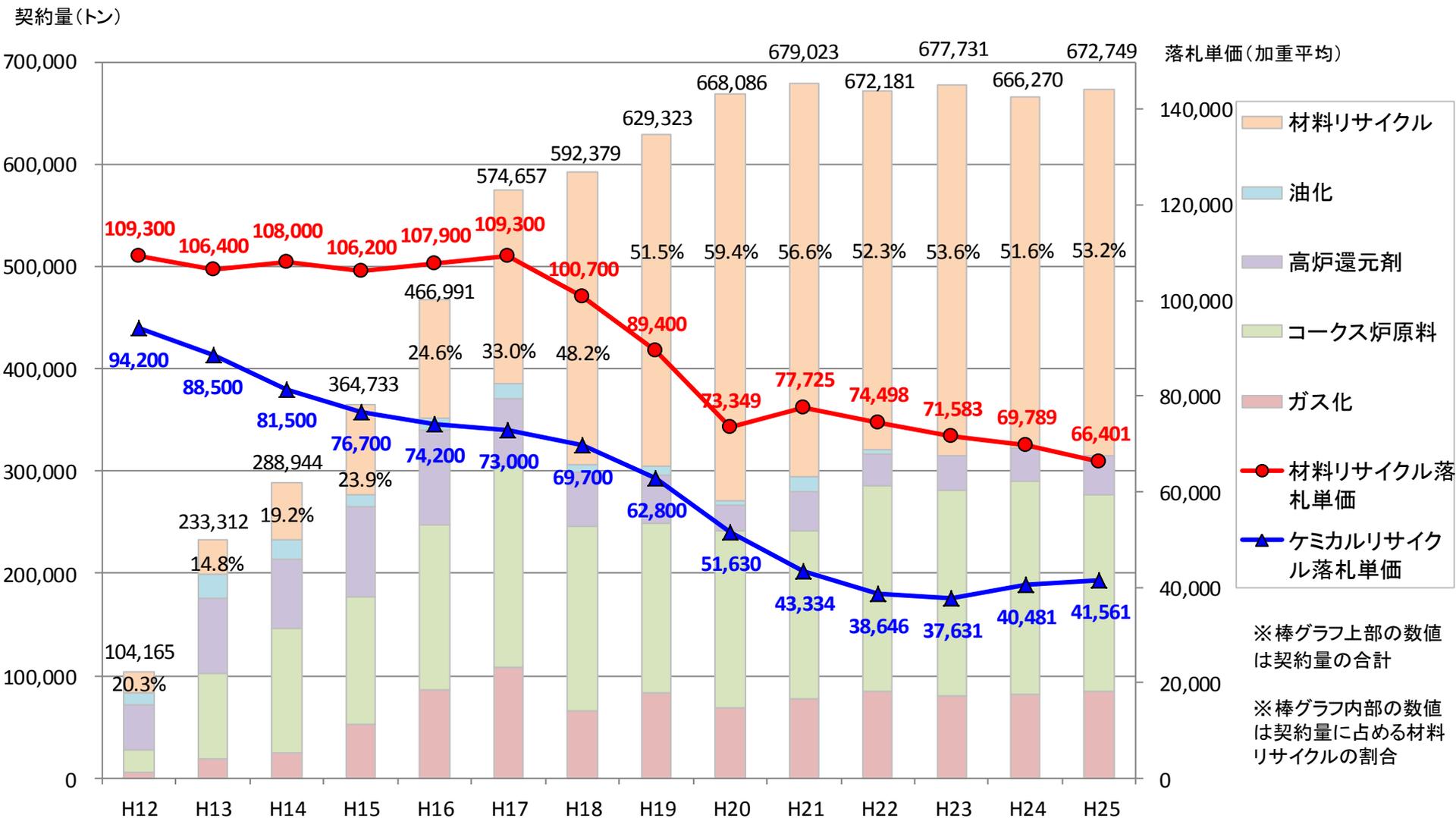


園芸農業用資材
(例. プランター)



日用雑貨
(例. ごみ袋)

3-3 プラスチック製容器包装の再商品化手法別落札量構成比の推移等(白色トレイを除く)



出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会

4 特定事業者に関する状況

(公財) 日本容器包装リサイクル協会と契約し、再商品化の義務を履行している特定事業者数は、ガラス製容器では減少しているが、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装では増加しており、総数も増えている。

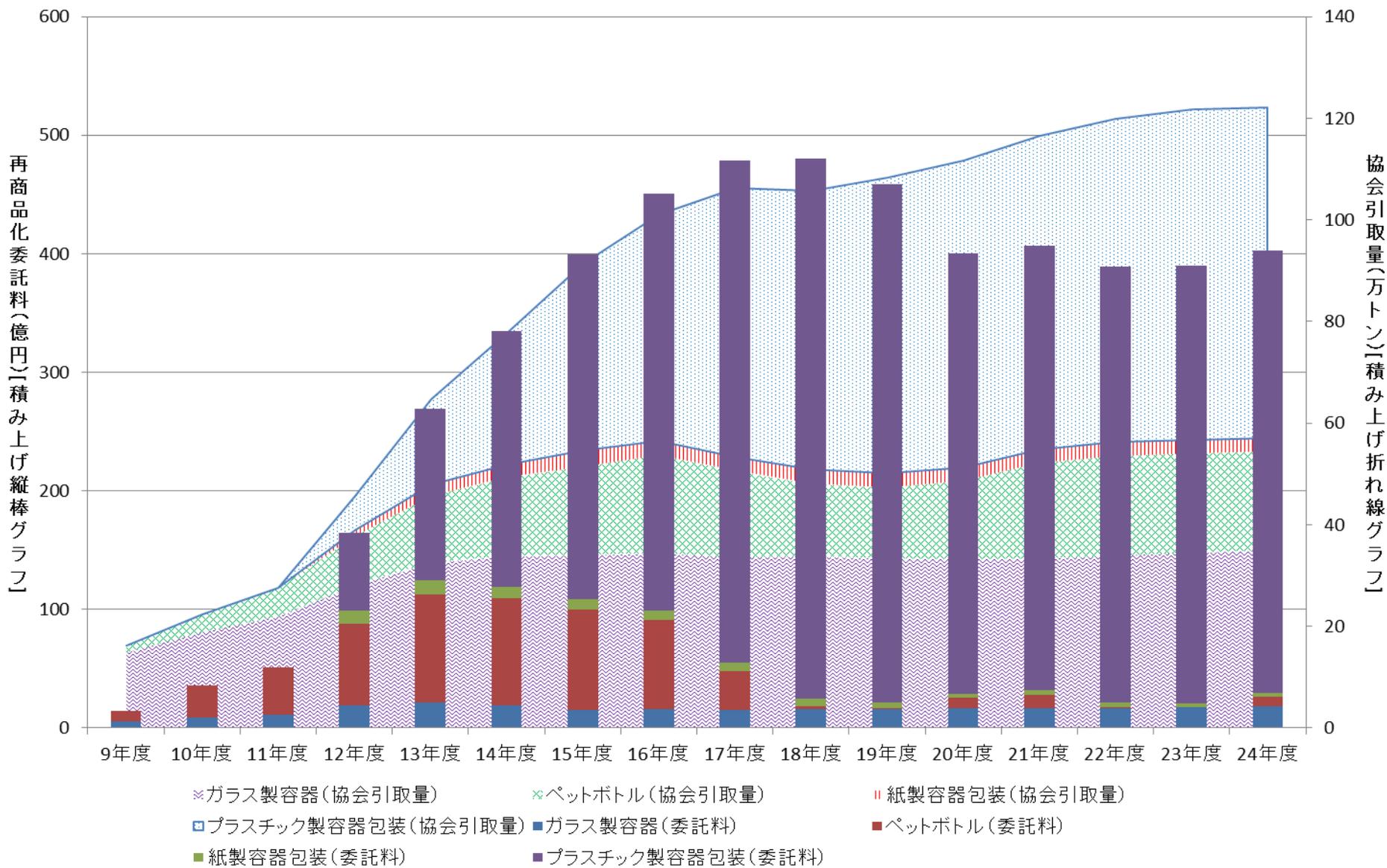
また、特定事業者が(公財) 日本容器包装リサイクル協会に支払っている委託額は、ペットボトルの有償化及びプラスチック製容器包装の委託単価の低減により平成18年をピークに減少し、近年は横ばい傾向である。

4-1 指定法人と契約し、再商品化義務を履行した特定事業者数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ガラス製容器	3,883	3,878	3,868	3,755	3,715	3,688	3,547	3,479	3,367	3,334
ペットボトル	1,377	1,311	1,352	1,256	1,292	1,353	1,353	1,340	1,319	1,306
紙製容器包装	47,281	47,927	48,630	48,378	52,597	52,519	52,902	53,928	55,064	56,648
プラスチック製容器包装	64,861	67,291	68,122	68,483	69,117	69,201	69,976	71,666	71,903	72,306
総数	67,196	69,648	70,540	70,831	71,409	71,329	72,014	73,557	73,659	74,371

※1者が複数品目申込んでいる場合もあるため、品目の合計値は総数とは合わない。

4-2 特定事業者が負担する委託額の推移



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会

4-3 再商品化委託単価(単位:円/トン)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
無色のガラス製容器	2,800	2,600	3,900	3,800	3,300	4,100	3,800	4,200	3,900	4,000
茶色のガラス製容器	4,800	4,800	4,800	5,200	4,900	5,500	5,300	5,600	5,300	5,500
その他のガラス製容器	8,000	6,400	7,100	5,800	6,700	9,200	9,500	8,900	8,100	8,000
ペットボトル	48,000	31,200	9,100	1,800	1,800	1,700	4,200	3,600	3,400	4,500
紙製容器包装	19,200	12,600	20,400	12,500	15,500	13,300	16,000	13,000	12,000	12,000
プラスチック製容器包装	73,000	80,000	89,100	85,800	75,100	65,700	53,200	52,000	49,000	48,000

出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会

4-4 指定法人が再商品化を委託した再生処理事業者数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ガラス製容器	104	85	78	79	75	67	62	60	62	55
ペットボトル	59	48	46	50	※51	51	52	52	56	55
紙製容器包装	47	46	41	37	46	39	47	41	44	41
プラスチック製容器包装	74	84	75	92	82	85	79	74	65	65

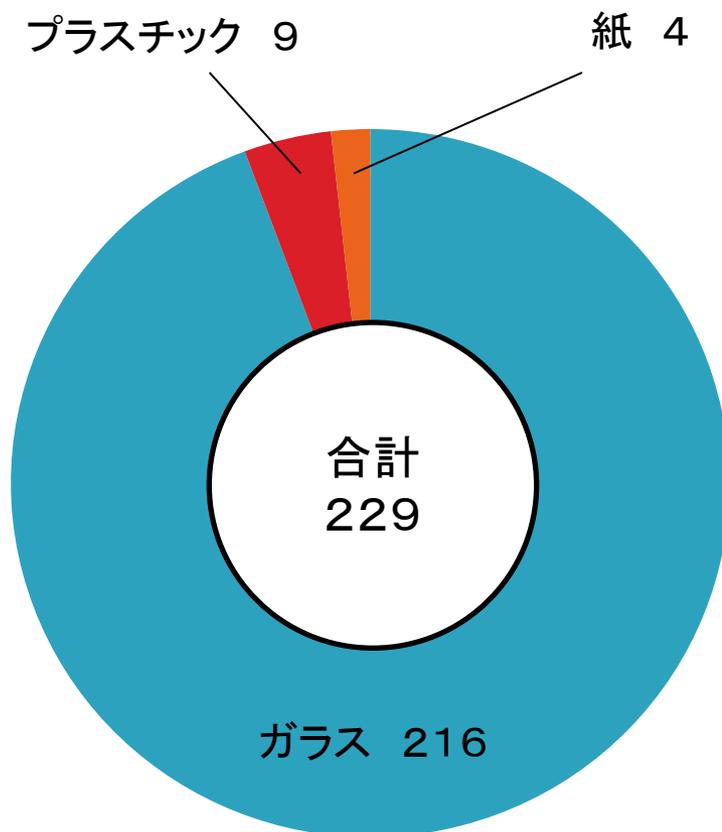
※ 期中追加分を含む

出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会

4-5 特定容器の自主回収認定状況

認定事業者数(社)

70



素材別内訳(件数)

<素材毎の用途の例>

ガラス

- 牛乳用びん
- 炭酸飲料用びん
- 清涼飲料用びん
- 清酒用びん
- ビール用びん 等

プラスチック

- ガラスびん用キャップ
- 鶏卵パック 等

紙

- 鶏卵パック 等

※平成25年8月末時点

5 改正容器包装リサイクル法の各種取組状況

5-1 基本方針に「容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡し」に関する事項を追加

使用済ペットボトル等の再商品化のための 円滑な引き渡し等について

基本方針

使用済ペットボトル等の分別基準適合物を市町村が指定法人以外の処理事業者に引き渡す場合、以下のことが必要である

- 分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていること
- 市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、地域住民に対する情報提供に努めること

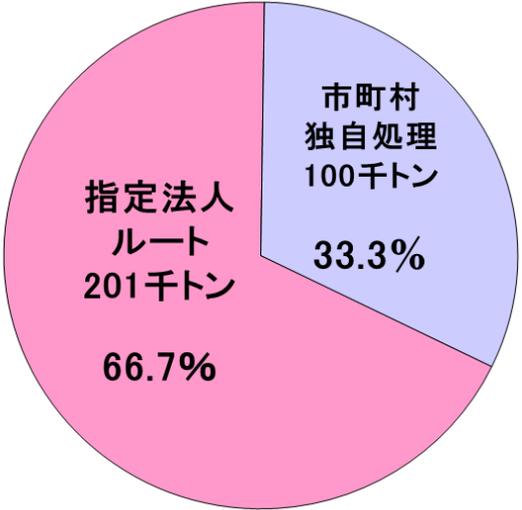


対 応

- 平成20年6月以降、計4度にわたり基本方針の主旨について各自治体に周知を行った。
- 平成24年12月に基本方針の趣旨を踏まえた対応を行う予定のない自治体名の公表したところ。

～平成24年度廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査(環境省)～

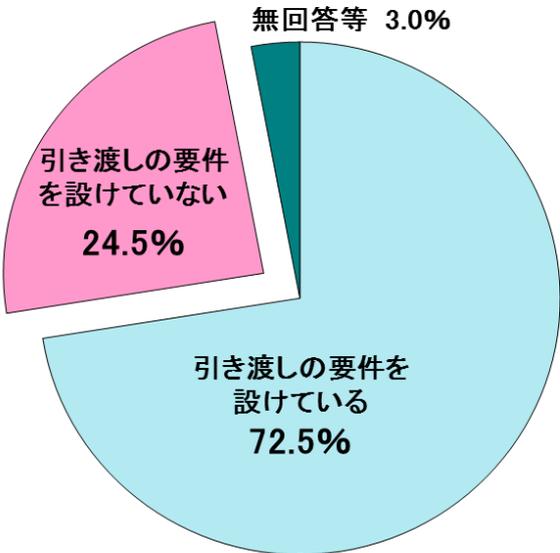
処理量の割合



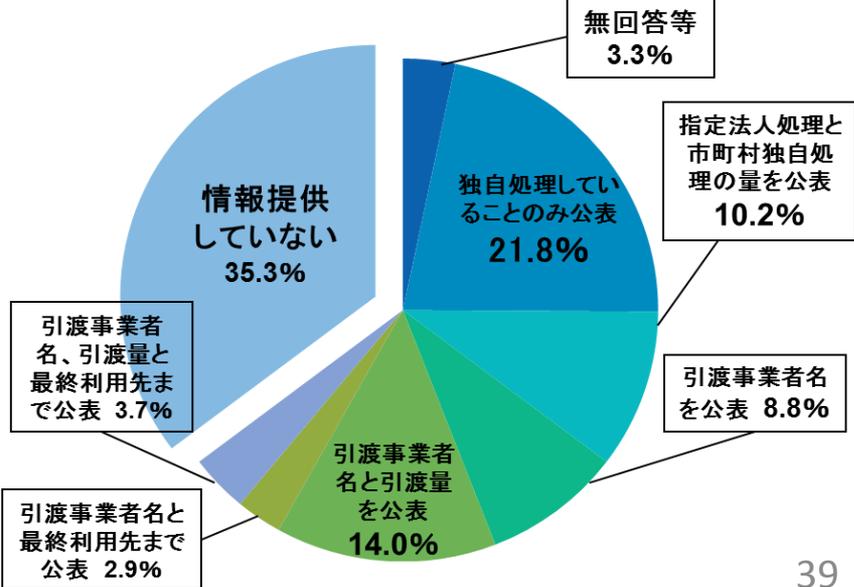
処理方法の採用状況

	自治体数	割合
指定法人ルート	938	58.2%
市町村独自処理	490	30.4%
併用	184	11.4%

事業者への要件の有無



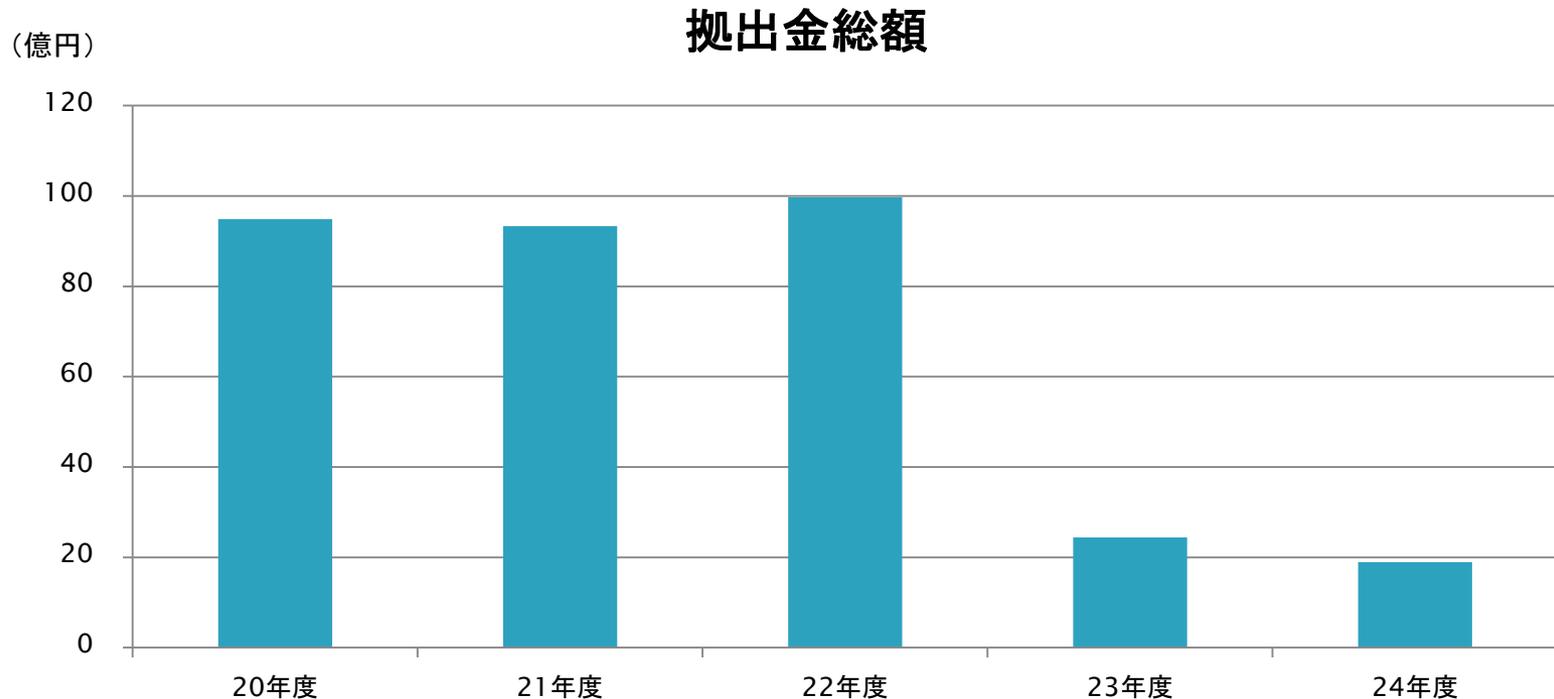
市民への情報提供



5-2 リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度の状況

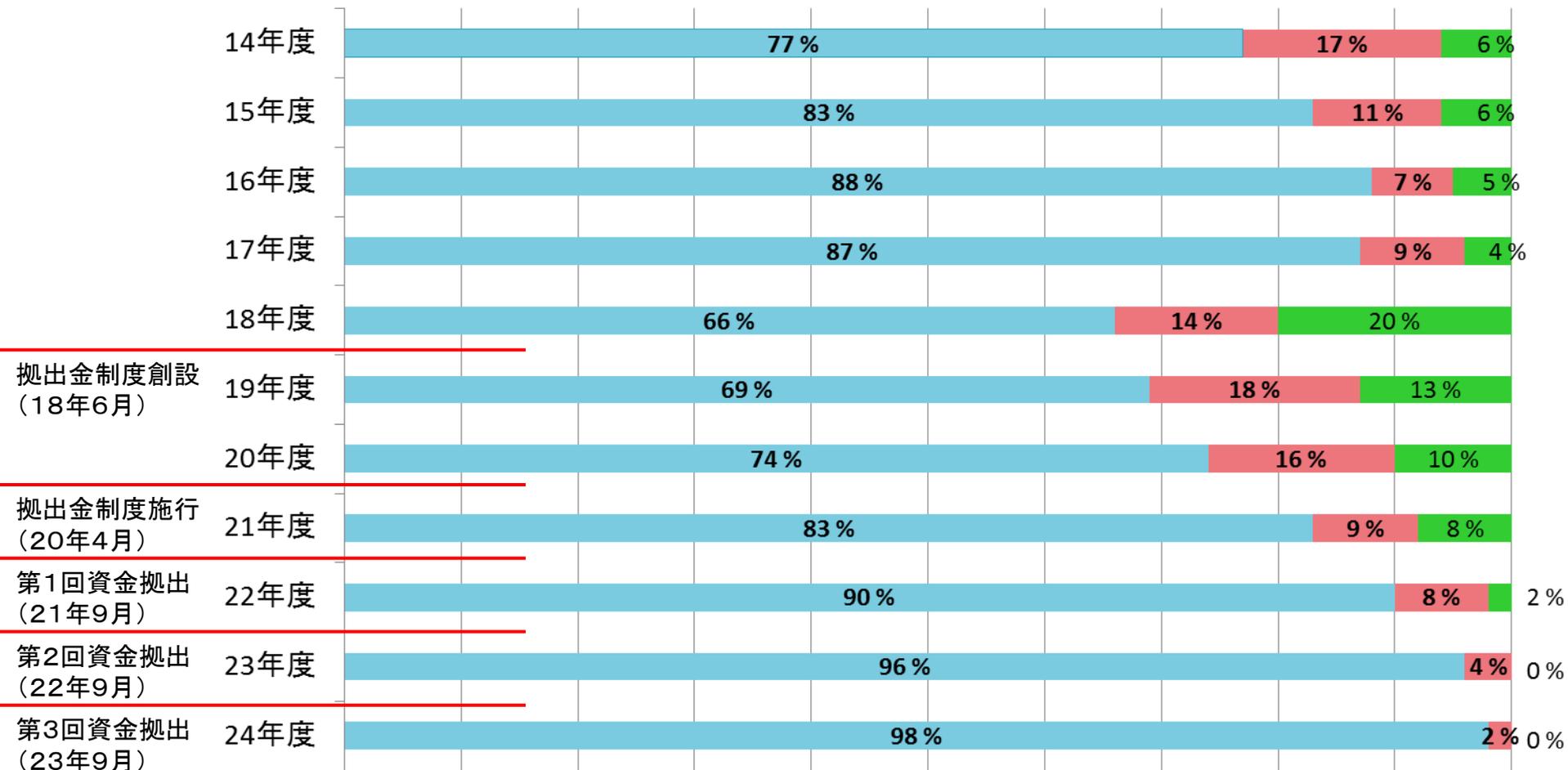
市町村が分別収集を徹底したり、事業者が薄肉化等の排出抑制に努めることにより、再商品化過程に引き渡される容器包装廃棄物の質が向上し、量も抑制され、その結果実際の再商品化費用総額が、当初想定していた再商品化費用総額よりも下回ることとなる。市町村合理化拠出金は、この差額のうち、当該市町村の寄与分（差額の2分の1）を市町村に拠出するもので、前回法改正において制度化された。

資金拠出制度導入後、ベール品質も高品質化が進んだ。



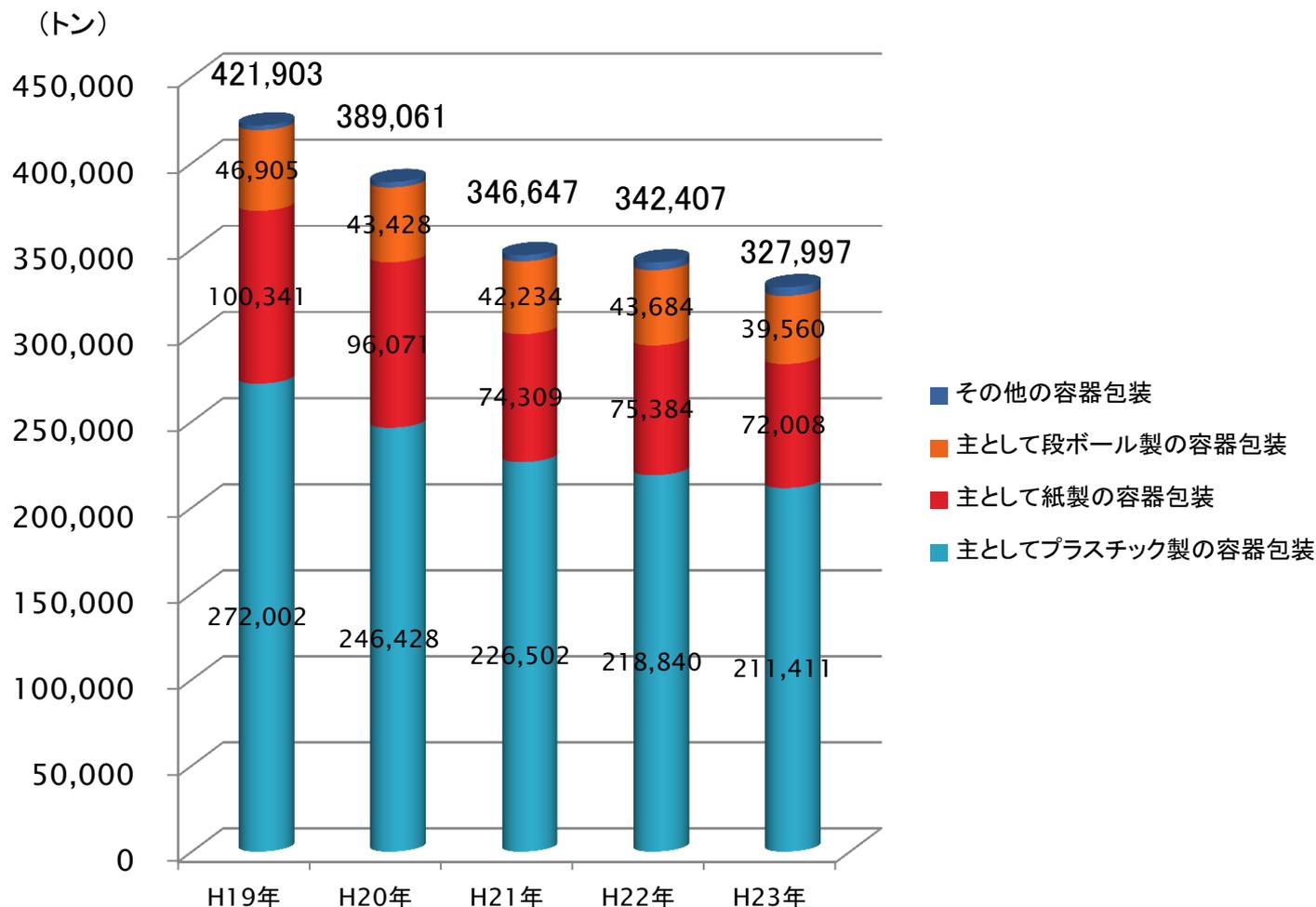
拠出金制度導入後のプラスチック製容器包装バール品質の推移

	Aランク	Bランク	Dランク
容器包装比率	90%以上	85%以上90%未満	85%未満



5-3 小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置

▶ 定期報告提出事業者の、過去5年間の容器包装使用量の推移について分析したところ、平成23年度実績の容器包装の使用総重量は327,997トンであり、平成19年度実績と比較して約9.4万トン(約22%)減少。

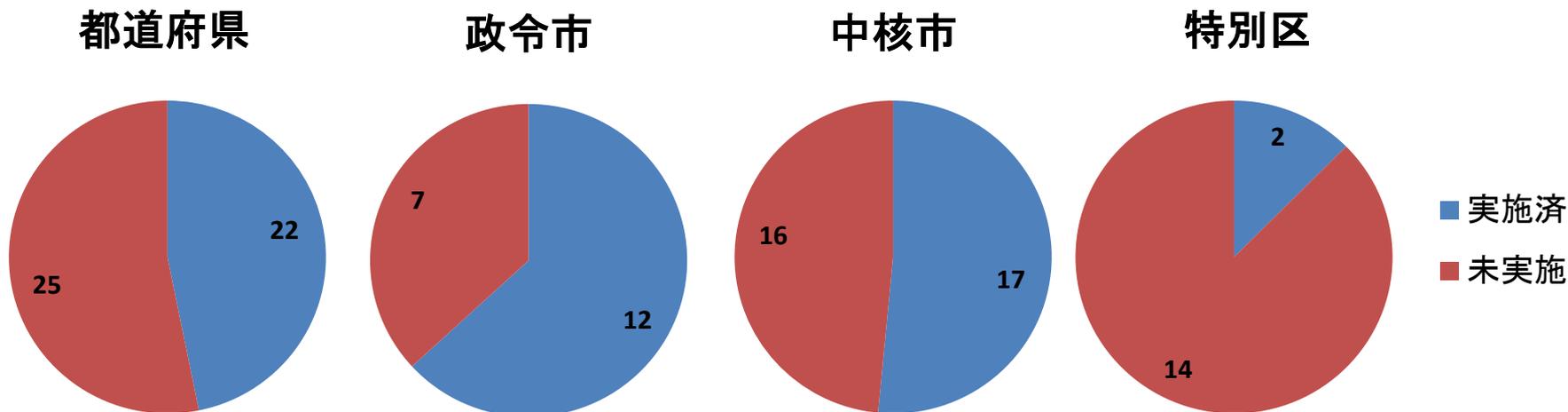


5-4 自治体におけるレジ袋削減の取組について

平成25年2月現在、協定締結によるレジ袋有料化については、都道府県では22件、政令市では12件、中核市では17件、特別区では2件の実施となっている。また、全都道府県で何らかの方法でレジ袋削減の取組が実施されている。

～平成24年度地方自治体におけるレジ袋削減の取組状況調査(環境省)～

都道府県、政令市、中核市、特別区における協定締結によるレジ袋有料化実施状況



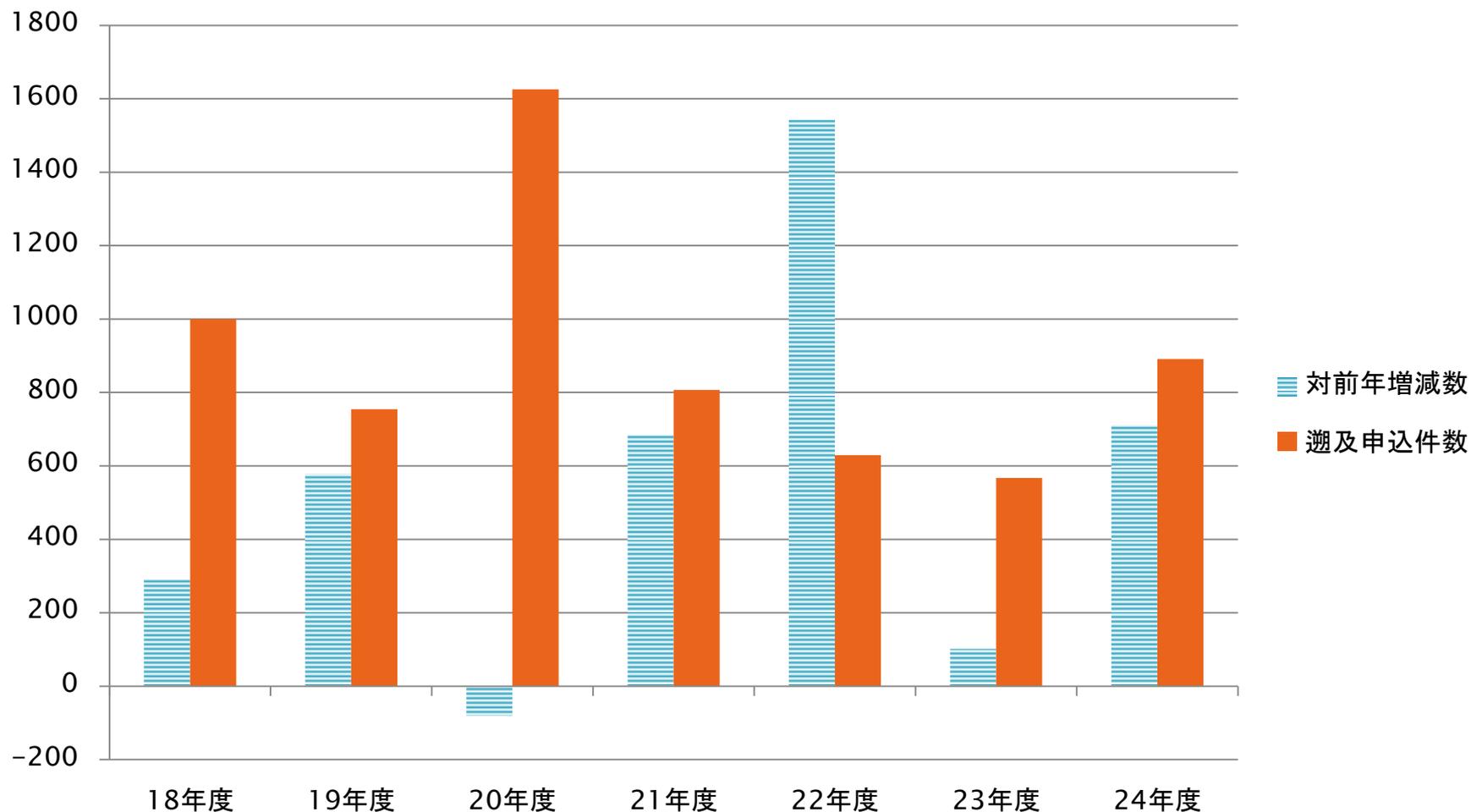
都道府県の協定締結以外のレジ袋削減方策事例

- 岡山県では、毎月10日を「岡山県統一ノーレジ袋デー」として定め、事業者・消費者・行政が協働して「レジ袋受け取らないようにする運動」を展開している。
- 高知県ではスーパーマーケット対抗レジ袋削減コンテスト2012を実施し、各店舗のレジ袋の辞退率を競うことにより、スーパーマーケット業界を挙げて辞退率を改善しCO2の排出削減を目指した。

5-5 特定事業者の遡及申込件数の推移

事業者の開業・廃業、合併・分割等により協会への委託申込み特定事業者数は毎年度増減する（対前年増減数）が、過去年度分の申込みを受け付けた件数（遡及申込件数）の推移は以下のとおり。

（単位：社）



4. 合同審議会における審議状況

【改正容器包装リサイクル法】

附則 第4条

政府は、…施行後5年（平成25年4月）を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

<審議会開催状況>

開催日	議事
9月19日(木)	1. 容器包装リサイクル法の施行状況について 2. 事業者による容器包装3Rに係る取組状況について 3. その他
10月15日(火)	1. 容器包装リサイクル法関係者等からのヒアリング 2. その他

次回(10月29日(木))以降も、関係者からのヒアリングを行っていく予定。

ご静聴ありがとうございました。